# 平成27年度。会報

第2回

平成27年9月30日30年中間貯蔵施設地権者会

平成 27 年度事業計画 (5 月 9 日開催第 1 回定期総会で承認) に基づき当会の活動内容について会員の皆様にご報告させて頂きます。

## 1.【事業活動実績(9月分以降分)】

## 「9月」

- ・6日いわき市にて第7回環境省との団体交渉実施。(環境省出席者第6回と同様)
- ・12 日第2回「環境安全委員会」いわき市で開催。(午前中保管場視察) 門馬会長出席
- ・14 日河北新報に門馬会長のインタビュー記事掲載
- ・23 日福島県・大熊町・双葉町と当地権者会の4 者意見交換会
- ・9月中旬以降10月30日第3回シンポジウムの開催に向けた準備・対応
- ※尚、会員の皆様のご意向を当会の活動に、より反映させる目的で「アンケートのお願い」 を検討しております。

## 2. 【上記以外の活動としての随時活動】

- ①門馬会長の「環境安全委員会・出席」委員としての準備等のサポート活動。
- ②弁護士・不動産鑑定士・大学教授等各専門分野の方々への相談・支援依頼等の活動。
- ③新聞各社の記者・テレビ報道関係者等への広報活動。
- ④環境省・福島県・大熊町・双葉町に対し、政策等に疑義が生じた場合の対応・要望活動。
- ⑤当会以外の地権者会等との交流・学習会への参加等の活動

# 3. 【環境省との第7回団体交渉内容(ダイジェスト版)】

平成27年5月24日環境省との第1回~第5回迄の団体交渉経過報告書(ダイジェスト版) 及び第1回会報に続く第7回の交渉内容は以下の通りです。

今回は、門馬会長・環境省関谷所長の挨拶迄と交渉後「交渉現場の会議室」の中にマスコミ・ テレビカメラが入りました。

門馬会長から環境省へ挨拶と交渉の様子:当会6名・環境省6名出席」

(1)「当会からの提示に対する環境省の大臣報告を経た回答」

第6回の交渉時、環境省永島参事官及び関谷所長に対して当会からの提示「土地価格と地上権価格の是正・契約書の見直し等」について、望月大臣までの報告と大臣からの回答を求め、第7回の交渉での報告を約束しておりました。今回の交渉時、同参事官から以下の説明があ

りました。

会長:前回の交渉で当会が提示した内容は大臣の方に報告して頂きましたか。

永島:環境省として、今迄こういう考えでやっているという事、それに対して地権者会の方々からは、これでは納得できないという事で、会長から頂いた具体的な提案なども含めて話はしました。大臣としては、気持ちとしては非常に分かるが、原発事故の毀損分は、賠償と言うものがあってそれによって補償額が減ったと、これは地権者の皆さんからすれば理不尽であると、それに対して特別な措置として、国(50%)と県(50%)で「生活再建支援金」を加えることにより、事故が無かった場合の100%が出る措置を取ったという事を前々から大臣に説明してはいますが、「それでもまだ足りないと、地権者の方から言われている」と説明をして、これ以上のこと最大限の事をやっていると言う(事でした。)が出来るかどうかという話をしましたけれども、やはり大臣も含めて、そこは国として、これ以上のことが出来るかどうかという話をしましたけれども、やはり大臣も含めて、そこは国として出来る最大限の事をやっていると言う(事でした。)

会長: 永島参事官の方から望月大臣に言いづらいという事であれば、私たちが大臣に会って説明をしたいと思いますので、大臣に地権者会の代表が直接会って話をしたいという事を言って頂ければ、とお願いしたいと思います。

**永島**:はい。 門馬会長の挨拶

交渉の様子



(2) 売買と地上権契約の【選択の余地を与えていない】ことに対する抗議 国は売買だけを優先して、地上権契約書を示さないことは、【選択の余地を与えていない】 事であり、地上権契約書を早急に確定させることが重要である。国が2つのメニューを決め たのですから、同時に地権者に示して、選択させるのが地権者に親切・丁寧な進め方だと強 く申し入れました。相談しております弁護士からも「ご指摘ごもっともです。両契約の内容 が確定しない限り地権者の比較検討は不可能です。この状況で選択を強いることは不適切で 不誠実です。」との助言を頂いております。今後も環境省には、当会申し入れ事項の受け入 れによる早期契約書の完成を引き続き強く求めてまいります。

# 「土地価格」

当会から公共事業により「価格差」があることを指摘し、当会主張の「常磐自動車道路」建設用地の売買取引事例に基づいた土地価格の算出を強く要求。\*算出根拠の開示を要求

#### 「地上権価格」

当会から地代無償と固定資産税等地権者負担は、昨年の地権者説明会での提示金額から実質的に地権者の負担が増加する事を申し入れ、当会の主張を受け入れるよう強く要求。

\*算出根拠の開示を要求「1例」仮置き場賃料年約 19 万円反>2.8 万円(地上権・年額) (環境省提示・田圃 1 反当り標準価格 120 万円 $\times 0.7 \times 30$  年=2.8 万円)

#### 「地上権設定契約書」

①原状回復に対する見識の差異

環境省から前回までの「原状回復の原状は契約締結時点」であることから「放射線量も除染しない草木茫茫の状態での返還」と「土地の返還する費用が掛り過ぎる場合は、元に戻さないで還す考え方もあること」の説明に対し、今回も現実的な土地返還方法についてフォロー・説明を求めたが回答はない。(今後、県・両町と連携した対応を実施。)

②30年以内の福島県外への最終処分場への搬出

※9月8日付、福島民報に関谷所長コメント「まずは技術開発面を中心とした工程表を示したい」に対し、福島県長谷川生活環境部長コメント「最終処分に向けた工程表を早期に示すよう環境省に繰り返し求める。」との記事掲載。交渉でも同様の説明。

全体工程表から部分的な工程表にすり替えるやり方は、県民・両町民・地権者に対する 背任行為であることを強く抗議し、全体工程表の早期作成を要求。(今後、県・両町と連携した対応を実施。)

③「3つのリスク」の高まる懸念について

別添資料等の通り、時間の経過とともにリスクが高くなっている現状から、売買契約書・地上権契約書に、このリスク対策(県民・両町民との約束)を明記「福島県内(他県は除く)」とする事を申し入れている。またこれに合わせて、国に対する責任を明確にさせ、且つ約束を守らせる目的で「違約金」と「損害賠償」の契約書への明記を強く求めた。

#### 「家財の保管料についての環境省説明」

添付資料2部【動産移転料の考え方】【家財保管料】に基づき説明を受ける。

山口:公共補償のルールの中では「動産移転料」という項目で扱う。

【家財保管料】の上段の〇は昨年の説明会時配布「用地補償の概要」12 ページの上段部分を載せたものであります。次の〇は 26 年 9 月配布した「補償額のイメージ」の 12 ページに試算に当たっての前提条件について説明いたします。「動産移転料の考え方」の方を見ながら聞いて下さい。(通常の公共事業と今回の中間貯蔵施設の相違点について主に説明)通常の公共事業は移転先の認定「どこに移転するかという事」が大事になる。あくまで想定ですが、それを想定して算出基準に当てはめて行きます。上の絵の通り引っ越しで「一回運ぶ」金額を算出する。今回の違いは「近隣では建てられない事情がある」ので、それは「避難指示が解除されるまで」ですので、それまでの間は、まず「貸倉庫で一旦保管して頂きま

しょう」と言う考えです。貸倉庫の場所は「避難区域外」を想定しております。いつまで保管するかは「近傍の同じ地域の避難指示が解除を受けるまでの間で」貸倉庫で保管して、解除になった時点で、そちらに戻して頂き、そちらでまた動産を持ってくる。補償としてトラックで運ぶのは「二回」です。以上が概要です。

永島:期間は2年間です。27年度と28年度(契約時点から終わりは、29年3月)

\*「2年間の請求」は短すぎる事から是正を今後も環境省に要求してまいります。

**永島**: 30 万円ぐらい(内訳 900 円×14 ㎡(15 ㎡を㎡換算)×24 ヶ月)です。あくまでモデルケースですので、30 万円が、独り歩きをするとまた誤解を受けてしまいます。

うちはこんな額でなく、もっと高いんだと言う方も結構多くいますので。

**会長**:このモデルケースでは、300万円ですよ。

**永島**:補償額も大きくなるんです。そこの移転料は引っ越し代なども含めての事なので、30万円と言うのは保管料だけなので、

山口:動産移転料の中身は、屋内と屋外の2種類あります。屋内は、居住用の机とかタンスなどです。屋外とは、例えば物置に入っている農業用の資材や自転車や植木鉢などです。

:野ざらしでもいいんですね。

山口:そうですね。算出の方法は屋内と屋外では違う。屋内は「建物の面積」と「住んでいる人数」によって、トラックの台数を認定していきます。これが補償のルールです。屋外は「すべて現地のもの」を一つ一つ調査させています。どれだけ容量があり、重さがあるのか。それを引越しに当たってのトラックで何台になるのか積み上げていきます。で、保管料も一緒です。

:場所によっては線量が高いところにある動産があります。それを除染する必要がありますがその場合の除染の費用は、見ることが出来るのですか。

山口:今回の場合、その問題が必ず出てきますので、実際運び出しに当たって、一律、先ず調査する費用、調査して除染が必要となったら除染をする費用、両方見るという事で作業しています。

**地権者:**住んでいない子供の荷物など(農家などは多いと思われる)は、環境省の調査の時、 聞かれないので、私の場合は入っていないと思う。

山口:実態に合わせた算定をしますが、明らかに違う・・(申し出てください。)

\*家族の人数以外の動産が保管されている方は実態に基づいた補償の要求が必要です。

**永島**: 今回は実際に持ち出すか持ち出さないかでなく一律に保管料・引越料として出します よということなので、お支払いした後で、別に持ち出さなくても構いません。

#### 「税金の扱いについて」

当会として当初から原発災害による特措法による生活支援の一環として税金の 5,000 万円 控除の上限撤廃を要求しておりましたが、環境省から今回以下の説明がありました。

**永島参事官**: 町長からも税金の部分をなんとかできなのかと地権者の声を代弁して頂いておりまして、そこについても、ずっと考えてきました。これは財務省なので、環境省ではできませんが 5,000 万円控除の上乗せ、あるいは所得税について別の措置が出来ないかという事について、出来ないとの結論です。一方で県の方での「生活再建支援金」の部分については、

税務上の取り扱いについては、環境省から財務省にしっかりと説明と話をさせて頂いて、これは「見舞金」と整理できるだろうというところの理解を得まして、従って「見舞金」であれば、税金は一切かからないと「非課税扱い」にするというところまでは、調整、調整と言う言い方をすれば税務当局との関係でいけないんですけれども、「生活再建支援金」は「見舞金」として整理されるという事です。

:「生活再建支援金」だと問題はあるが、「見舞金」という名目にすれば問題はない。

**永島:**「見舞金とすれば」とい事ではなく、生活再建支援金は出来ていますからそれは「見舞金と解釈される」ので税金はかからないという事です。補償金は5,000万円までが非課税ですが、生活再建支援金の見舞金については上限枠無く非課税だという事です。

「事例」6,000 万円 (補償金は非課税: 3,000 万円 $\angle 5,000$  万円) (生活再建支援金: 3,000 万円見舞金も非課税・以前は合計 5,000 万円を超える 1,000 万円について課税)

\*当会は補償金についても非課税枠の上限額撤廃を引き続き要求してまいります。

## 4 ・環境安全委員会内容と除染業者へ教育の徹底の申し入れ

「環境安全委員会」門馬会長が、保管場視察時、側溝の整備を環境省に指摘、河津委員長も同調意見ですが、環境省の回答は管理体制の甘さを露呈しております。飯館などの事件を見ても、今後監視体制を県や両町にも求めて行きたいと考えています。添付新聞記事参照。「除染業者への教育の徹底の申し入れ」

会長:除染作業員への教育についてですが、関谷所長は、各市町村の行政、警察一体となって現在教育をされていますね。(関谷:はい)最近、除染作業員のガラの悪い人たちが、非常に多く入ってきているとの声が寄せられています。大阪でも大きな事件がありましたが、あのような事はあってはならない事だと思っています。ある市町村のコンビニに行きましたら、家まで追っかけられてストーカー見たいなことをやられた。怖くてしょうがない。これでは、私共は帰還できないと、家に帰れないと、避難先まで、そして戻ったと言うようなことも聞いております。ですから、業者を常に集めて、除染業者の作業員の教育を徹底してやって頂きたいと思っております。

関谷:はい

# 5. 【今後の交渉方針】

### 10月30日第3回シンポジウムで当会活動報告の中で説明

①土地価格・地上権価格は、上記経過を踏まえ根気よく是正していく交渉を進めていく。 ・土地価格については原発事故前の放射能の影響のない価格をベースに、国家的事業・代替性がない事等から、近隣の常磐自動車道の取引事例を使うように要望しているが、古いの一言で使えない決まりになっているとの環境省の説明であるが、取引時点の修正による使用は十分可能であることを継続して交渉していく。

また、古いというのであれば、今後近隣で起こりうる取引事例①常磐自動車道「大熊インターチェンジ」「双葉インターチェンジ」の用地取引価格②富岡町「フクシマ エコティック・クリーンセンター」の用地取引価格の動向を注視し、交渉の基準として位置付けられると考えている。

- ・地上権価格については 70%と地代無償の是正及び固定資産税・都市計画税の賦課がされないように交渉していく。
- ②30 年以内の福島県外最終処分場への搬出や原状回復等については福島県・大熊町・双葉町とも継続して協議連携し是正を求めた交渉をしていく。
- ③違約金は、今までの不信感からも含め、前記3つのリスクを踏まえた、「契約を守らせる抑止力」であり、「違約金を支払えば、環境省は何をやってもいいという事ではない」。
- \*違約金・損害賠償は国が、公益事業である鉄道会社等との「地上権設定契約書」等でも記載されており、民間同士の契約書では、ごく当たり前の内容である。
- ≪添付同封書類≫ (本会報以外)
- ① 第3回シンポジウムの開催の案内文
- ②河北新報9月14日掲載記事写し
- ③「原状回復に対する見識の差異」「今後の交渉方針」のイメージ図
- ④政経東北9月号・掲載記事写し
- ⑤環境省配布資料「家財保管料」・「動産移転料の考え方」
- ⑥環境安全委員会とフレコンバックが流され県が回収断念の新聞記事
- (7)9月8日付福島民報受け入れから1年「工程表に関するコメント」記事写し

(作成者:30年中間貯蔵施設地権者会 事務局長 門馬好春)

問い合わせ先:事務局長 門馬好春

携帯電話 090-3533-5515

PC メール mommayoshiharu@gmail.com

携帯アドレス mommayoshiharu@ezweb.ne.jp

※問合わせは氏名を記載の上、メールでお願いします。